

今までに寄せられた質問

◆ 旧免許状と新免許状について

Q1：自分の所持している免許状が、旧免許状か新免許状かが分かりません。

A：旧免許状と新免許状の見分け方は次の通りです。

<旧免許状>

平成21年3月31日までに授与された教員免許状のこと。

旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つということはありません。

<新免許状>

平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状のこと。

「有効期間の満了の日」の記載があります。

◆ 受講対象者について

Q2：教員免許状を所持していますが、教職に就いたことがありません。講習を受けることができますか。

A：講習を受講できるのは、教員、採用内定者、教員経験者、臨時任用（または非常勤）教員リスト登録者（いわゆる講師登録者）となります。過去に教員経験がなく、教職に就く予定のない方は、受講することができません。

受講対象者は以下のように定められております。（文科省HPより転載）

- (1) 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- (4) (3) に準ずる者として免許管理者が定める者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- (6) 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

また、今後教員になる可能性が高い者として、

- (7) 教員採用内定者
- (8) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登録されている者
- (9) 過去に教員として勤務した経験のある者
- (10) 認定こども園で勤務する保育士
- (11) 認可保育所で勤務する保育士
- (12) 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

上記の対象者で、修了確認期限の2年2か月前から受講ができます。

教職に就く予定ができた時、または教職に就く意思が固まった時に初めて受講対象者となり、更新講習を受けることができます。

Q3：Q2の「受講対象者」にあてはまらないので更新講習が受講できません。

更新講習を受けずに教員免許状の修了確認期限（旧免許状所持者）、有効期間の満了の日（新免許状所持者）を過ぎてしまうと、どのような扱いになりますか。

A：＜旧免許状所持者＞

教員の普通免許状を所持しているものの、当面、教員になる意思のない方、教員として任用、雇用されることが見込まれない方は、最初の修了確認期限は設定されますが、当該修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講・修了せずに最初の修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。ただし、修了確認期限を経過した後に教員になる場合には、任用又は雇用されるまでに更新講習を受講し、受講修了確認を受けておくことが必要となります。

＜新免許状所持者＞

有効期間の満了の日を過ぎると免許状は失効となります。失効してしまっても、教職に就く予定ができた時、または教職に就く意思が固まった時に更新講習を受講・修了することで新たな有効期間が付された有効な免許状を取得することができます。免許状の取得の詳細については免許管理者（教育委員会）にお尋ねください。

Q4：修了確認期限が分からないのですが。

A：文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のページ（下記 URL）で確認してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

《参考》文部科学省「教員免許状の有効期間確認ツール」のページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm

※免許状所持者が自身の免許状情報を入力することで有効期間を確認できます。

Q5：更新講習の申し込みをする際、受講対象者であることの証明は誰にしてもらえばよいですか。

A：現職教員の方は、勤務先の校（園）長です。それ以外の方については、立場によって異なります。本学の受講者募集要項に記載しております「提出書類③（記入例）」および、「受講対象者の証明の方法について」の説明をご確認ください。

Q6：幼稚園教諭の免許状を所持している保育士は免許状更新講習を受講できますか。

A：認定こども園に勤務する保育士の方や認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。（※教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）を参照ください。）

ただし、保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者（平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された方）の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の修了確認を受けなくても免許状が失効することはありません。

修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときは、教員になるまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者（住所地のある都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

なお、次に該当する方についても、免許状更新講習の受講資格が認められています。

- ・幼稚園教員としての採用内定を受けた方
- ・幼稚園教員としての勤務経験がある方
- ・幼稚園教員として勤務する可能性がある者（臨時的任用教員リスト登載者等）として、任命または雇用予定者の証明を受けた方
- ・認定こども園で勤務する経過措置期間中により保育士資格で保育教諭となっている方

Q7：現在、教員として勤務していませんが更新講習を受講できますか。

その場合、申込提出書類の〔証明者記入様式〕の証明はどうすればよいですか。

A：＜教員経験者＞

更新講習を受講できます。

勤務時の任命又は雇用していた者（教育委員会等）または、勤務していた校（園）の校（園）長の証明を受けて提出してください。

＜これまでに教員として勤務したことがない方＞

教員としての勤務先が内定している方は内定先で、講師登録をしている方は講師登録先機関で証明を受けて提出してください。

Q8：教員免許状（旧免許状）を所持していますが、今まで教職に就いたことはありません。この度、教職に就くことになり、受講対象の生年月日にあたるのですが、受講する必要はありますか。

A：教職に就くのであれば、受講・修了が必要です。申込提出書類の〔証明者記入様式〕には、任用する可能性のある任命権者（教育委員会や内定先等）または雇用の証明を受けて申込んでください。

Q9：20年前に大学を卒業し、教員免許状取得に必要な単位は取っていましたが、免許は取得していませんでした。今から申請して、取得するためには更新講習の受講が必要とのことですが、その場合でも受講はできますか。

A：免許状を所持していない方が所要資格（※免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態）を得てから10年以上経過した場合は、免許申請までに更新講習の受講・修了が必要です。ただし、更新講習の申し込みには、受講対象者であることの証明が必要となりますので、免許取得申請しようとしている教育委員会に相談のうえ、受講対象者であることの証明を受けて申し込んでください。

Q10：栄養教諭免許状を所持しています。更新講習を受講できますか。

A：修了確認期限に基づく受講期間に該当する方は受講できます。ただし、本学では、栄養教諭を対象とする選択領域の講習は開講していませんのでご注意ください。

◆ 受講申込について

Q11：インターネット以外の方法で申し込みはできますか。

A：できません。募集要項に記載の受講者情報登録期間内に、本学のホームページにある申請システムより、受講者情報を登録し、募集要項に記載の流れにそって受講の手続きを進めてください。

Q12：申請システムはスマートフォンでも使えますか。

A：スマートフォンは動作保証外のため、パソコンを使用していただくことを推奨しています。併せて、必ずメール受信ができる環境、できれば印刷可能な環境を準備してください。

Q13：申請システムのメールアドレス登録は携帯電話のアドレスでもよいのでしょうか。

A：連絡先メールアドレスは主に受講者への個別連絡に使用します。確実に受信できるメールアドレスを登録してください。携帯電話のメールアドレスを登録される場合は、携帯電話のメール受信設定で、本学からのメール(edu.shiga-u.ac.jpからのメール)が受信できるよう設定しておいてください。
※設定方法は、携帯電話会社にお問合せください。

Q14：申し込みが多数だった場合、どうなりますか。

A：オンライン講習の募集定員はありません。

Q15：更新に必要な30時間のうち一部だけを受講することはできますか。

A：本学の講習は1講習6時間単位で開講しています。必要に応じて1講習から申し込むことができます。

Q16：選択必修領域と選択領域の講習は、「主な受講対象者」に該当していなくても受講することはできますか。

A：「主な受講対象者」に該当していなくても、「対象職種」が合致していれば受講できます。募集要項の講習詳細情報で講習内容を確認のうえ、申し込んでください。

Q17：選択必修領域と選択領域の講習は、自分の担当教科でないものを選んでよいのでしょうか。

A：担当教科にかかわらず受講できます。募集要項の講習詳細情報に記載してあります講習の概要を参考にして申し込んでください。ただし、養護教諭については対象となっている講習の中から選択してください。

Q18：結婚して姓が変わりました。どちらの姓で申し込めばよいですか。(免許状は旧姓のままです。)

A：戸籍抄本(あるいは謄本)に記載された氏名で申し込んでください。受講後に発行する修了(または履修)証明書は、申込時の氏名にて発行します。

なお、免許状の氏名の書換は任意となっていますので、氏名が旧姓のままの免許状についても、更新手続きはできます。ただし、免許状と証明書の氏名が異なる場合は、同一人物であることを証明する書類等が必要になります。更新手続き時に必要となる書類等、手続きの詳細については、更新申請先である免許管理者にお問合わせください。

Q19：非常勤講師として現在2校に勤務しています。両方の校長の証明が必要でしょうか。

A：どちらか1校の校長の証明で結構です。

Q20：提出書類の[証明者記入様式]に証明書類の添付でも可とありますが、どんな書類ですか。

A：[証明者記入様式]と同様の内容が記載してある書類を添付してください。教員勤務経験者は、在職証明書でも可です。

Q21：募集要項や受講者登録書がダウンロード・印刷できません。

(PDFのダウンロードができない場合も含む)

A：申請システムには、申込したパソコンとは別のパソコンからでもログインできますので、自宅、職場など印刷ができる環境にあるパソコンで印刷してください。

PDF形式のファイルのダウンロードができない場合、AdobeのホームページよりAdobe Readerの最新バージョンをインストールしてください。最新のAdobe Readerをダウンロードしても改善されない場合は、別のパソコンで一度お試しください。

上記を試してもダウンロードや印刷ができない場合は次の連絡先までご相談ください。

【連絡先】滋賀大学教員免許状更新講習事務室

TEL:077-537-0320 (電話対応時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

メール:koushin アットマーク edu.shiga-u.ac.jp

(アットマークを@に変換してください)

Q22:新規ユーザー登録を行っても受講者登録後のメールが届きません。特に通知はないのでしょうか。

A: 申請システムで、「ユーザー情報登録完了」した時に、「ユーザー登録完了メール」(発行された受講者IDが記載されています)が登録したメールアドレス宛に届きます。届かない場合は次の順に確認してください。

- ① 登録されたメールアドレスが間違っていないか。
- ② メール受信フォルダがいっぱいになっていないか、迷惑メールに振り分けられていないか。
- ③ 携帯電話のメールアドレスを登録されている場合はメールの受信設定により受信拒否されているなどが考えられます。本学からのメールを受信できるように設定してください。(Q13を参照のこと)

Q23: 受講者登録書を送付したのですが、正しく受理されたか不安です。

A: 送付書類に不備のある方には個別で連絡します。連絡がない方は不備なく手続きが進んでいますので、受講システムのURLが記載されたメールが届くまでしばらくお待ちください。

Q24: 職場のパソコンから申し込みをしようと思っておりますが、複数の人が同じパソコンから申し込んでも問題はありませんか。

A: 問題ありません。

ただし、登録時のメールアドレスは個別に連絡をすることがありますので、各自のアドレスを登録してください。(Q13を参照のこと)

◆ オンライン講習に関して

Q25: 昨年度と今年度の5月7日までに滋賀大学教員免許状更新講習申請システムで発行されたIDを持っています。オンライン講習に申し込むには、新たにIDを取得する必要がありますか。

A: 既に取得していただいたIDは引き続き使用していただけます。(昨年度、取得していただいたIDも有効です。)また、これから初めてIDを取得する人もお申し込みいただけます。

講習の申し込みには申請システムで発行される受講者IDが必要です。申請システムで新規ユーザー登録を行い、受講者IDを取得してください。申請システムの登録期間については募集要項または本HPでご確認ください。

Q26: オンライン講習は受講日が指定されたライブ配信講習ですか。

A: 受講日を指定したライブ配信ではありません。

講習開講期間中、いつでも受講者の都合に合わせて視聴できるオンデマンド配信講習です。

Q27: 認定試験は会場(大学)で実施されますか。

A: 来学の必要はありません。受講から認定試験まで、ご自宅で受けられます。

Q28: 今年度中に更新手続きをしなければならいのですが、オンライン講習を受講しても証明書の発行は間に合いますか。

A: 講習開講期間内に受講から認定試験の受験までを終了された場合は、今年度末の更新手続きに間に合うように証明書を発行することができます。

◆ その他

Q29：免許管理者とはどちらのことですか。

A：現職の方は勤務先の都道府県教育委員会です。教員として勤務していない方は、住所地の都道府県教育委員会です。

Q30：複数の教員免許状を持っている場合、有効期間の満了の日（修了確認期限）はどうなりますか。

A：所持する免許状が、新免許状か旧免許状かによって、次のように扱いが異なります。

（新免許状・旧免許状については、Q1を参照のこと）

- 新免許状の場合

→ 「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の「有効期間の満了の日」は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

- 旧免許状の場合

→ 有効期限は、生年月日によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。（Q4を参照のこと）
ただし、既に修了確認や延期等の手続きを行ったことがある場合は、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

※複数所持する免許状の中に、免許状の授与の日から修了確認期限までに10年を経過していない免許状がある場合、免許管理者に申請を行うことによって、修了確認期限を延期することができます。（延期申請しなければ、当初の有効期限のままです。）

なお、特別支援学校教諭免許状の「領域の追加」は新しい免許状の「授与」ではないため、延期の手続きはできません。

Q31：免許種の異なる複数の教員免許状を持っている場合、どのように受講すればよいですか。

A：所持する免許状が、新免許状か旧免許状かによって、次のように扱いが異なります。

（新免許状・旧免許状については、Q1を参照のこと）

- 新免許状の場合

→ 職種（免許種：教諭・養護教諭・栄養教諭の種類）の違う複数の免許状を更新する場合、それぞれの免許状の種類に対応した講習を受講する必要があります（必修領域と選択必修領域は、別途、受講する必要はありません）。

ただし、1つの講習が複数の免許種に対応したものであれば、当該講習をもって、複数の免許状の更新をすることができます。

- 旧免許状の場合

→ 基本的には、複数の免許状を持っていても、現在就いている職種または今後就くことを希望している職種（免許種）に応じた30時間分の講習を受講・修了し免許管理者から修了確認を受けることで全ての免許状が更新できます。

・詳細については、文部科学省のホームページ Q4でご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315296.htm

Q32：免許状の修了確認期限の延期申請はどのような場合に認められますか。

A：病気、出産、育児などの理由により休暇中であることや、専修免許状取得目的の大学院等の課程に在学していること、災害や海外派遣などのやむを得ない事由により更新講習を受講できない場合、申請により修了確認期限の延期が認められます。詳しくは文部科学省のホームページでご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/008.htm

Q33：受講料の振り込みにはどんな方法がありますか。

A：オンライン講習はクレジット決済になります。本学事務室での現金収納または銀行振込による収納は行っておりません。

Q34：履修（修了）証明書を紛失しました。再発行してもらえますか。

A：再発行はできますが、発行までに時間を要します。更新手続きに間に合わなくなる場合もありますので、履修（修了）証明書の取扱いには十分ご注意ください。